

重要事項説明書（居宅介護支援サービス）

あなたに対する居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所概要

事業者の名称	医療法人 知邑舎 岩倉病院介護保険サービスセンター
事業者の所在地	愛知県岩倉市川井町北海戸1番地
代表者名	理事長 木村 俊子
電話番号	0587-37-7255
指定年月日及び指定番号	平成12年2月29日 愛知県知事指定 第2374700090号

2 ご利用事業所

事業所の名称	岩倉病院介護保険サービスセンター
事業者の所在地	愛知県岩倉市川井町北海戸1番地
管理者の名前	本田 敦子
電話番号	0587-37-7255
指定事業所番号	愛知県知事指定 第23081114号

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護者、要支援者に対してその能力に応じて自立した生活を営むことができるよう援助する。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者、要支援者及びその介護者便宜を図り希望する居宅サービスを提供する。 サービス事業者の選定については、要介護者、要支援者又はその家族の希望を踏まえつつ、複数の事業所を紹介し、公正中立に行う。 <p>※当該事業所において前6か月で作成された居宅サービス計画に位置付けられた事業所（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）の占める割合、サービスごとの同一事業所が提供した割合を説明し、理解を得る。 別紙参照</p>

4 職員の職種、人数及び職務内容

従業員の職種	員数	区 分				常勤換算後の人員	保有資格の内容
		常 勤		非 常 勤			
		専従	兼	専従	兼務		
管理者	1		1			1	介護福祉士
介護支援専門員	5	5				5	介護福祉士

5 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務の体制	休 暇
管理者	正規の時間帯（9:00～17:30）常勤で勤務	4 週 8 休
介護支援専門員	正規の時間帯（9:00～17:30）常勤で勤務	4 週 8 休

6 営業日

営業日	月曜日～土曜日（祝日、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	（月～金） 9:00～17:30 （土） 9:00～13:00

7 居宅介護支援サービスの概要

種 類	内 容	提 供 方 法	利 用 料
-----	-----	---------	-------

居宅介護支援	居宅サービス計画の作成	家庭訪問による 本人・家族との話し合い	0円 (保険給付適用)
--------	-------------	------------------------	----------------

8 事業の実施地域

実施地域	岩倉市・北名古屋市・一宮市
------	---------------

9 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。

保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じてお支払いいただき、当事業所から領収書とサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市役所福祉課の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます

【参 考】地域区分 6級地 1単位=10.42円

要介護 1・2	11,316円 (1,086単位)
要介護 3・4・5	14,702円 (1,411単位)

算定項目	
入院時情報連携加算（Ⅰ） 介護支援専門員が病院又は診療所に、入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	2,605円
入院時情報連携加算（Ⅱ） 介護支援専門員が病院又は診療所に、入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む	2,084円
退院・退所時加算 退院または退所にあたって病院などの職員と面接を行い、利用者に関する必要な情報を求めること・その他の連携を行った場合 カンファレンス参加（無） 連携1回…450単位 連携2回…600単位 カンファレンス参加（有） 連携1回…600単位 連携2回…750単位 連携3回…900単位	4,689～ 9,378円
緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合（1か月に2回を限度）	2,084円
初回加算 居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	3,126円
通院時情報連携加算 医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行った場合（1か月に1回を限度）	521円

交通費については、サービス提供実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

実施地域を越えた地点から片道10km未満 500円 実施地域を越えた地点から片道10km以上 800円

10 苦情・相談等申立窓口

よりよいサービス提供を行うため、苦情・ご相談がありましたら、下記窓口までご相談ください。

① 利用者相談窓口	時 間	平日（月～金） 午前9時～午後5時30分
	方 法	電 話： 0587-37-7255 面 接： 岩倉病院介護保険サービスセンター 管理者 本田 敦子
② お住まいの市町村の苦情処理窓口	岩倉市：	長寿介護課 介護保険グループ 電話 0587-38-5811
	北名古屋市：	高齢福祉課 電話 0568-22-1111
	一宮市：	高年福祉課 介護福祉グループ 電話 0586-28-9018

③ 苦情処理相談窓口	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険室 電話 052-971-4165
------------	---

11 人権擁護・虐待防止に関する相談等申立窓口

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための相談窓口を設けております。下記窓口までご相談ください。

① 利用者相談窓口	時間	平日(月～金)	午前9時～午後5時30分
	方法	電話	0587-37-7255 面接：岩倉病院介護保険サービスセンター 管理者 本田 敦子
② お住まいの市町村の相談窓口	岩倉市： 平日	長寿介護課	電話 0587-38-5811
	夜間・休日	長寿介護課	電話 0587-66-1111 (宿直室)
	北名古屋市： 平日	福祉部	電話 0568-22-1111
	夜間・休日	高齢福祉課	電話 0568-22-1111 (宿直室)
	一宮市： 平日	福祉部	電話 0586-28-9151
	夜間・休日	高年福祉課	電話 0586-28-9151 (宿直室)

13 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14 ハラスメントに対する取り組み

利用者、ご家族等との信頼関係のもと、安全安心な環境でサービス提供できるように、事業所内においてハラスメント防止に対する周知や研修を行い、ハラスメントが発生しないように努めております。

利用者とともに、サービス提供従事者の人権を守る観点から、利用者、またはそのご家族等から、暴言や暴力(性的なものを含む)があった場合、サービスの提供を中止させていただく場合もございます。

15 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

※厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」にて介護サービス事業所の詳細情報をインターネットで自由に検索・閲覧できるシステムがあるので、ご活用ください。

その他 特記

--